

大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例 解説

近年、全国的に金属スクラップやプラスチックを屋外保管する施設（いわゆるヤード）が増加傾向にあります。

これらのヤードにおいては、操業に際して騒音等が発生し近隣トラブルとなったり、一部の事業者による不適正な保管が原因で火災が発生するなどの問題が生じています。

このようなことから、千葉県では条例によりヤードの設置に関して一定の規制を行っていましたが、大網白里市内においてもヤードが増加しつつある現状に鑑み、市としての条例を制定することといたしました。

条例の施行後は、大網白里市内において、再生資源物を屋外保管する場合は、一部の例外を除いてあらかじめ条例に基づく許可を得ることが必要ですので、この手引きを参考に、必要な手続きを行ってください。

なお、条例の施行日時点において、すでに再生資源物の屋外保管事業場を設置していた方、千葉県特定再生資源物の屋外保管に関する条例に基づく許可を得て特定再生資源物の屋外保管事業場を設置していた方は、それぞれ必要な届出等をすることで許可を受けたものとみなすこととしています。（11ページ以降参照）

また、許可が必要とならない事業場であっても、一部の規定は適用されますので屋外保管をされる方は、条例の内容を十分に確認してください。

目的（第1条）

この条例では、再生資源物の屋外保管について必要な事項を定めることによって、屋外に保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、又は軽減し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。

定義（第2条）

この条例における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

- **再生資源物**

- ① 本来の用途での使用が終わっていて収集された製品で金属又はプラスチックが使用されているもの

② 収集された金属又はプラスチックで、製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に係る工事その他の人の活動に伴って副次的に得られたもの（たとえば、金属の削りかすや、廃材となったH鋼、鉄筋などの、いわゆる「副産物」がこれに当たります）

※①②に該当するものであっても、廃棄物、有害使用済機器、特定自動車部品、放射性物質等は除きます。

- 屋外

建物（土地に定着した建造物で、屋根や壁、床、これらに類するものを有するもの）の外

- 屋外保管

再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管すること

- 屋外保管事業場

市内において屋外保管を行う場所

※破碎、選別、積替えその他の作業を行う場所を含みます。

- 屋外保管事業者

屋外保管を業として行う者

- 許可屋外保管事業場設置者

条例の許可を受けた屋外保管事業者

屋外保管事業者等の責務（第3条）

屋外保管事業者等は、次のような責務を負います。

- 適正な屋外保管、屋外保管事業場の適正な維持管理をすべきこと
- 苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって解決に当たること
- 屋外保管事業場の土地を、譲渡を受け、又は使用しようとするときは、土地所有者又は土地を使用収益する権原（第4条において「土地所有者等」といいます。）を有する者に対して説明をすること
- 排出事業者にあっては、環境基準に適合しない再生資源物が屋外保管されないように努めること
- 再生資源物の運搬を行う者にあっては、屋外保管される再生資源物の運搬に当たっては、再生資源物の汚染状況を確認し、屋外保管による市民生活の安全や生活環境の保全上支障が生じるおそれのある再生資源物を運搬しないよう努めること

土地所有者等の責務（第4条）

条例では、土地所有者等の責務についても規定しています。

- 屋外保管事業場のために土地を譲渡又は使用させるときは、市民生活の安全や生活環境の保全上支障がないことを確認すること
- 苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって解決に当たること

市の責務（第5条）

市は、関係行政機関及び関係地方公共団体と連携して市民生活の安全や生活環境の保全に努めることとしています。

屋外保管事業場の許可・基準（第6条）

許可について

屋外保管事業場を設置しようとする場合は、次の場合を除いて設置の許可を受けなければなりません。なお、許可の期間は5年間で、有効期間内に更新の申請をしなければその許可は失効します。

- その敷地が100平方メートルを超えない場合（※隣接する敷地の場合は、隣接した敷地の面積の合計が100平方メートルを超えないときに限ります。）
- 屋外保管以外の事業（再生資源物の破碎や選別、積替え等の事業を除きます。）を本来の業務として行うときに、本来の業務を行う事業場において、本来の業務に付随して屋外保管を一時的に行う場合
※たとえば、リサイクルショップが一時的に屋外保管をする場合や、製品の返品、交換のために工場等で回収したのち、屋外で一時的に保管する場合などを指します。
- 設置しようとする屋外保管事業場が使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づいて解体業又は破碎業の許可に係る事業所に該当する場合
- 設置しようとする屋外保管事業場が千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例に基づいて届出を行ったヤードに該当する場合

屋外保管事業場の設置に関する許可基準

1. 屋外保管事業場の設置に関する計画が保管基準に適合していること、市民生活の安全や生活環境の保全上支障がないものとして規則で定める基準に適合すること
2. 申請者が第6条第5項第2号アからスに掲げる事項のいずれにも該当しないこと
3. 住民説明会等を開催していること

使用前検査

許可屋外保管事業場の使用開始に当たっては、市の確認検査を受ける必要があります。

事前協議（第7条）

屋外保管事業場の設置の許可の申請（変更の許可の申請を含みます。）には、あらかじめ屋外保管事業場の設置に関する計画について、事前協議を行う必要があります。

住民説明会の開催（第8条）

許可申請をする日の1か月前までに、屋外保管事業場の周辺住民に対して説明会を開催しなければなりません。

申請者の責めに帰することができない事由で説明会を開催できないときであっても、申請をする日の2週間前までに、規則で定める周知事項を周知させるために必要な措置を講じる必要があります。

保管基準（第9条）

屋外保管事業者は、次の保管基準を遵守しなければなりません。

1. 次の要件を満たす場所であること（敷地が100平方メートル未満の場合はこの規定についてのみ適用されません。）
 - ア 屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること
 - イ 屋外保管事業場の敷地の外部から見えやすいところに必要な事項を表示した掲示

板を設置すること

2. 屋外保管事業場から再生資源物や保管に伴って生じた汚水等が飛散等したり、悪臭が発散しないように次の措置を講じること
 - ア 再生資源物の荷重が直接囲いにかかる構造（かかるおそれのある場合を含む。）である場合は、その荷重に対して囲いが耐力上安全であること
 - イ 容器を使わないで屋外保管する場合は、積上げた再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないこと
 - ウ 屋外保管に伴って汚水が発生する恐れがある場合は、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置や排水設備を設けること
 - エ その他規則で定める措置
3. 騒音又は振動が発生する場合は、市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生じないようにすること
4. 火災の発生や延焼を防止するための措置を講じること
5. ねずみやハエ蚊などが発生しないようにすること

立地基準（第10条）

屋外保管事業場は、次の基準を満たす場所でなければ設置できません。なお、第6条第1項の許可を要しない事業場については、住宅等からの距離制限については、適用されません。また、許可申請後に住宅等が設置されることとなった場合も同様に住宅からの距離制限の規定は適用されません。

ただし、土地の地形等が市民生活の安全や生活環境の保全上支障がないものであることについては、すべての屋外保管事業場に適用されます。

- 住宅等（住宅、学校、病院、公民館など）から屋外保管事業場の敷地までの距離が100メートル以上あること（許可が不要な屋外保管事業場は除きます。）
- 土地の地形、地質が市民生活の安全や生活環境の保全上支障がないものであること

現場責任者の設置（第11条）

許可屋外保管事業場設置者は、許可を受けた屋外保管事業場に現場責任者を置かなければなりません。

記録の作成、保管（第12条）

許可屋外保管事業場設置者は、再生資源物を受け取ったり、引き渡したときは、再生資源物の取引の年月日や、取引先、再生資源物の品目、数量などを記録し、3年間保存しなければなりません。この記録を汚したり、なくしてしまった場合は、直ちに市長に届け出なければなりません。

変更の許可（第13条）

許可屋外保管事業場設置者は、許可に係る事項を変更するときは変更の内容についてあらかじめ申請し、許可を受けなければなりません。ただし、規則で定める軽微な変更や、屋外保管の廃止などは、届出となります。

なお、変更の許可に当たっては設置申請の許可基準を準用しますので、事前協議や住民説明会の開催が必要です。

また、屋外保管事業場の場所を移動する場合などは、変更の申請ではなく、新規の許可申請となります。

名義貸しの禁止（第14条）

許可屋外保管事業場設置者は、自己の名義をもって他人に屋外保管事業を行わせることは禁止します。

屋外保管事業場の譲受け（第15条）

許可屋外保管事業場設置者から屋外保管事業を譲り受けたり、借り受けたりする場合は、あらかじめ申請し、その許可を受けなければなりません。

合併・分割、相続（第16条・第17条）

許可屋外保管事業場設置者である法人の合併、分割があった場合は、地位を継承させるためには市長の承認が必要です。市長の承認を受けた後は、その合併、分割の日から30日以内に地位を継承した旨を届け出る必要があります。

許可屋外保管事業場設置者について相続があった場合は、相続人は地位を継承することとなります。30日以内にその旨を市長に届け出る必要があります。

許可屋外保管事業場設置者に対する勧告、命令（第18条）

次のいずれかに該当したときは、必要な措置を講ずるよう勧告や命令（改善措置、使用的全部又は一部の停止など）をすることがあります。

1. 保管基準、立地基準に適合しない場合、規則で定める基準に適合しない場合
2. 違反行為があったとき、又は違反の教唆等があったとき
3. 許可の条件に違反したとき

※このほか、保管基準や立地基準に適合しなくなった場合において、市民生活の安全や生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、期限を定めてその支障を除去するために必要な措置を命じることができます。

許可の取消し（第19条）

次の場合には許可は取り消します。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法等に違反し、罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わった日（執行を受けることがなくなった日）から5年を経過しない状態に至ったとき
- 拘禁刑以上の刑に処せられたとき
- 屋外保管に関して不正や不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由が生じたとき
- 暴力団員等に該当したとき
- 破産手続開始の決定を受けたとき
- 精神の機能の障害により、業務を適切に行うに当たって必要な認知等を適切に行うことができなくなったとき
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物に係る許可に関する取消しがあったとき
- 浄化槽法に基づく事業停止の命令を受けたとき
- 上記について、未成年者の法定代理人や、法人の役員、使用人、個人の使用人について該当者があるとき
- 暴力団員等が事業を支配しているとき

- 不正の手段により許可（変更の許可、譲受け等の許可を含む。）を受けたとき
- 条例の規定に違反したとき、他人に違反行為を要求したとき等において、特に情状が重い場合
- 屋外保管事業場の全部又は一部の停止を命じられたもののこれに従わないとき
- 保管基準や立地基準に適合しなくなったことにより必要な措置を命じられたものこれに従わないとき

次の場合には許可を取り消すことがあります。

- 保管基準や立地基準に適合しなくなったことにより必要な措置を勧告したとき
- 許可の条件に違反したものとして必要な措置を勧告したとき

なお、許可が取り消された場合は、市の検査を受けた上で、遅滞なく屋外保管事業場を廃止しなければなりません。廃止せずに事業場を使用し続けた場合は、無許可の屋外保管事業場となり、関連する規定の適用を受けることとなります。

報告徴収（第20条）

屋外保管事業者、排出事業者、再生資源の運搬を行う者に対しては、再生資源物の保管状況等に関して必要な報告を求めることがあります。

立入検査（第21条）

市長の指定する職員は、条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業場や事務所等の施設に立ち入り、帳簿書類やその他の物件を検査、又は関係者に質問することができます。

勧告、命令（第22条）

屋外保管事業者（許可屋外保管事業者については第18条適用）が次のいずれかに該当したときは、必要な措置を講ずるよう勧告や命令（改善措置、使用の全部又は一部の停止など）することができます。

1. 保管基準、立地基準に適合しない場合、規則で定める基準に適合しない場合
2. 違反行為があったとき、又は違反の教唆等があったとき

※このほか、保管基準や立地基準に適合しない場合に市民生活の安全や生活環境の保全

上支障が生じているときはその支障の除去を命じことがあります。

違反の公表（第23条）

第18条、第22条の規定による命令に従わないときは、屋外保管事業者の住所や氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名）を公表することができます。

事故時の措置（第24条）

屋外保管に関して火災や事故が発生し、市民生活の安全や生活環境の保全上支障が生じたとき（おそれがあるときを含みます。）は、直ちにその支障の除去や発生防止のための応急措置を講じるとともに、状況等を市長に届け出なければなりません。

また、応急の措置が講じられていないと認められるときは、応急措置を講じるよう命令することができます。

許可等に関する意見聴取、関係行政機関への照会（第25条・第26条）

屋外保管事業に係る許可については、千葉県警察本部長の意見を聞くこととします。また、許可の取り消しに当たっては、千葉県警察本部長の意見を聞くことがあります。このほか、必要に応じて関係行政機関や関係地方公共団体に照会したり、協力を求めることがあります。

手数料（第27条）

各種申請には、次のとおり手数料を納付していただく必要があります。この手数料は、申請を取り下げた場合であっても、還付しません。

設置の許可申請 1件につき30,000円

許可の更新申請 1件につき25,000円

変更の許可申請 1件につき23,000円

譲受け・借受けの許可申請 1件につき10,000円

法人の合併、分割の承認申請 1件につき10,000円

この条例を適用しないケース（第28条）

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第13条の2第1号（有害使用済機器に関するもの）に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者がその許可に係る事業場において屋外保管を行う場合や、国・地方公共団体が屋外保管を行う場合には適用しません。

罰則（第30条～第32条）

条例の規定に違反した場合は、「1年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金」「6か月以下の拘禁刑もしくは50万円以下の罰金」又は「30万以下の罰金」に処せられます。

両罰規定（第33条）

法人の代表者、法人（又は人）の代理人、使用人、その他の従業者が、法人（又は人）の業務に関して罰則の適用を受ける場合は、行為者を罰するほかに、その法人（又は人）に対しても罰金刑を科します。

条例施行日時点ですでに屋外保管場が設置されている場合（千葉県条例の対象外）

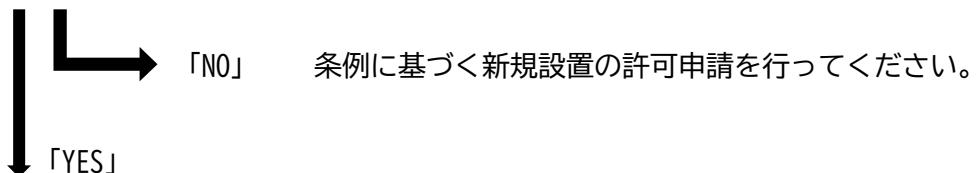
1. すでに屋外保管事業場を設置している場合（既存屋外保管事業場といいます。）は、条例の施行日に設置されたものとみなします。また、次の規定を適用しません。なお、千葉県条例に基づく許可申請を行ったものの、条例の施行日においてその申請に対する処分がなされていない場合も、既存屋外保管事業場として取り扱います。
 - 第6条第6項 屋外保管事業場の使用前の確認検査
 - 第7条 許可等に関する事前協議
 - 第8条 許可申請に際しての説明会開催
 - 第10条第1項第1号 住宅等からの距離制限
 - 第11条 現場責任者の設置（千葉県条例に基づく申請を行ったものの、条例の施行日までに処分がなされていない事業者は、現場責任者の設置に係る規定は適用します。）
2. 既存屋外保管事業場については、第9条の保管基準に係る規定は、施行日から起算して3か月の間は適用しません。
3. 既存屋外保管事業場を設置している事業者は、施行日から起算して1か月以内に、従前からの屋外保管事業者（従前の屋外保管事業者といいます。）である旨を届け出なければなりません。
4. 従前の屋外保管事業者は、施行日から起算して3か月以内に、規則で定める屋外保管事業場の構造等について届け出なければなりません。
5. 従前の屋外保管事業者は、施行日から起算して3か月以内に、住民説明会を開催しなければなりません。
6. 従前の屋外保管事業者は、施行日から起算して1か月以内に、再生資源物の品目や数量を記載した記録を作成しておかなければなりません（第12条第1項の記録とみなします。）。
7. 3と4に記載した届出を行うことで、条例の施行日において許可を受けたものとみなします。以降は、条例等の規定に従い、使用してください。

条例施行日時点ですでに屋外保管場が設置されている場合（千葉県条例の対象）

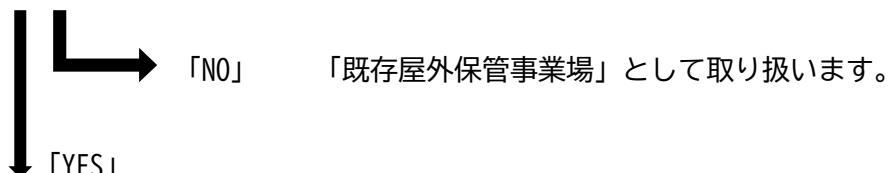
1. すでに千葉県条例の許可を受けて屋外保管事業場を設置している場合（みなし屋外保管事業場といいます。）は、条例の施行日に設置されたものとみなします。また、次の規定を適用しません。
 - 第6条第6項 屋外保管事業場の使用前の確認検査
 - 第7条 許可等に関する事前協議
 - 第8条 許可申請に際しての説明会開催
 - 第10条第1項第1号 住宅等からの距離制限
2. みなし屋外保管事業場を設置している事業者は、施行日から起算して1か月以内に、従前からの屋外保管事業者（みなし屋外保管事業者といいます。）である旨を届け出なければなりません。
3. みなし屋外保管事業者は、施行日から起算して3か月以内に、規則で定める屋外保管事業場の構造等について届け出なければなりません。
4. みなし屋外保管事業者は、施行日から起算して1か月以内に、再生資源物の品目や数量を記載した記録を作成しておかなければなりません（第12条第1項の記録とみなします。）。
5. 3と4に記載した届出を行うことで、条例の施行日において許可を受けたものとみなします。以降は、条例等の規定に従い、使用してください。

既存の事業者の考え方

- ・この条例の施行の日時点で、屋外保管事業場が設置されていましたか。



- ・千葉県条例に基づく申請、許可の対象でしたか。



- ・千葉県条例に基づく申請を行い、許可を受けていますか。

